

苫小牧市立中学校地区部活動（拠点校部活動）規約

苫小牧市教育委員会

1 目的

苫小牧市の市立中学校及び義務教育学校に在籍する生徒が文化・スポーツに親しめるよう地域クラブを目指しているが、その移行過程として、競技ごとに必要に応じて地区部活動（拠点校部活動）を実施する。

2 事業主体及び実施主体

地区部活動（拠点校部活動）の事業主体は、苫小牧市教育委員会とする。また、実施主体は、苫小牧市立中学校・義務教育学校とする。

3 地区部活動（拠点校部活動）の編成の条件

- (1) 地区部活動（拠点校部活動）チームを編成する場合は、拠点校を置くこととする。
- (2) 拠点校は、代表監督（教職員）がいる学校とする。
- (3) 苫小牧市西部、中部、東部など大まかな地区ごとに設定し、地区部活動（拠点校部活動）に参加する学校は、決められた地区の地区部活動（拠点校部活動）チームに所属する。
- (4) 拠点校となった学校に在籍する生徒は、その地区部活動チームに所属する。
- (5) 同地区内に複数の拠点校を設置する場合、参加生徒及び代表監督等の意向により、どちらかの拠点校に参加するかを選択することができる。
- (6) 地区部活動（拠点校部活動）で活動する場合、学校単独で設置する部活動は設置できない。

4 地区部活動（拠点校部活動）の指導者

- (1) 代表監督は指導を行うことができる。
- (2) 同地区の教員または部活動指導員等が指導を行うことができる。
- (3) 他地区の教員または部活動指導員等が指導を行うことができる。

5 地区部活動（拠点校部活動）に参加できる生徒

- (1) 在籍校に単独で活動する部活動がない生徒
- (2) 地区に地区部活動として活動する競技があり、その地区部活動の活動方針等に従って活動することへ同意した生徒
- (3) 在籍校及び拠点校の同意が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒

6 実施期間

原則として1年間（年度単位）とする。

7 参加申込手順

- (1) 地区部活動（拠点校部活動）への参加を希望する場合は、「苫小牧市地区部活動入部届・保護者同意書」を在籍校に提出する。
- (2) 在籍校は受理後、コピーを2部作成し、それぞれ苫小牧市教育委員会、拠点校へ提出する。原本は在籍校で保管する。

8 中体連への登録

- (1) 代表監督は北海道中学校体育連盟のホームページから「拠点校部活動チームの編成に関する各種申請様式」をダウンロードし、別紙1を苫小牧市教育委員会に提出する。
- (2) 苫小牧市教育委員会は別紙1に教育長の職印を押す。

9 生徒及び保護者の留意事項

- (1) 生徒及び保護者は、地区部活動（拠点校部活動）チームにおける部活動の方針(活動日、各大会や試合への参加、遠征等)に従う。
- (2) 活動中は、地区部活動（拠点校部活動）チームの規則及び指導者の指示に従う。
- (3) 練習場所等への移動は、保護者の責任のもと、保護者による送迎や公共交通機関・徒歩・自転車で移動を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。
- (4) 保護者は、地区部活動（拠点校部活動）チームの後援会・保護者会等へ入会する。

10 事故への対応

交通事故を除く移動中の事故および活動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。